

令和2年度 横手市社会福祉協議会事業計画

はじめに

近年の社会福祉を取り巻く状況は、少子高齢化や人口減少の進行、さらには単身世帯や高齢者世帯の増加に伴う世帯構成の変化や人間関係の希薄化などにより、社会的孤立、生活困窮、虐待、孤独死等の深刻な生活課題が顕著となってきているほか、家族の介護、子育て、引きこもり、就労等で何らかの支援を必要としている方が増加しています。

また、昨年は台風により東日本を中心に甚大な被害に見舞われるなど、近年、水害や地震等の自然災害が多発していますが、地域には自力での避難や生活の再建が困難な方々も多い状況にあります。

これらの問題に対しては、日頃から地域の支えあいや助けあいの意識を高め、様々な生活課題にすべての市民や各機関・団体等が手を取りあって解決に取り組むことにより、地域の福祉力をさらに向上させていく必要があります。

こうした中、今後の地域福祉の方向性を示すために、本会では「みんなが主役！ みんなでつくる人にやさしいまち横手」を基本理念とした「第3次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画」を横手市と一体となって策定いたしました。この計画を進めていくためには、市民や地域、各機関・団体、行政等が担う役割はもちろんのこと、地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会が果たすべき役割も重要となるため、令和2年度は経営の理念や方針を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを示すため、中長期的視点に立った「社協発展・強化計画」を策定してまいります。

さらに、介護保険事業においては、在宅部門と施設部門、地域福祉部門が互いに生活支援に関する情報を共有、連携して介護サービスの充実に努め、利用者には選ばれる介護事業所・介護施設をめざすとともに、安定した経営に努めてまいります。

I 基本理念

本会は、住民の参加と公私協働による「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を目標として活動に取り組みます。

II 基本方針

1. 私たちは、住民と共に、地域における福祉課題の把握と解決に努めます。
1. 私たちは、サービス利用者の人権を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
1. 私たちは、地域におけるあらゆる団体・組織との連携を図り、総合的な支援体制づくりに努めます。
1. 私たちは、地域福祉を推進する民間団体として、自らの専門的役割と責務を自覚し、自己研鑽に努めます。

【法人総務部門】

法人総務部門では、秋田県介護サービス事業所認証評価制度の認証を取得したことを生かし、介護人材の確保や資質の向上、労働環境や処遇の改善に積極的に取り組み、働きやすく、やりがいの感じられる職場環境を推進してまいります。

経理関係では、社会福祉法人制度改革の内容を踏まえ、経営組織の強化及び事業運営の透明性の向上、財務規律の強化に努めます。また、様々な媒体を通じて、経営情報の閲覧、公表を行い、透明性の高い法人運営を確立します。

人事・労務関係では、各種労働関係法令に順次対応し、職員が誇りや安心感をもって仕事ができる労働環境の整備に努めます。

介護保険事業関係では、地域福祉事業との連携を更に強化し、地域とのつながりを生かして高齢者、障がい者等が安心して暮らせる、質の高いサービスを提供してまいります。

1. 総務、事業関係

(1) 役員会、委員会等

正副会長会、理事会、監事会、評議員会を定期的に行い、経営組織のガバナンス強化、牽制機能の発揮、財務会計に係るチェック体制整備など、法人の経営に関する方針を明確にすると共に、経営・運営上必要な事項を定め、健全な法人運営に努めます。

①正副会長会	年4回
②理事会	年3回
③監事会	年2回
④評議員会	年3回
⑤総合企画部会	年3回
⑥地域福祉部会	年3回
⑦事業経営部会	年3回
⑧苦情解決第三者委員会	年1回
⑨資金貸付事業運営委員会	年2回
⑩広報委員会	年2回

(2) 組織と職員体制

良質なサービスを効率的、効果的に提供していくために、法人内の他部署との連携、協働により、付加価値を生み出せる体制整備の実現と、職員一人ひとりの意識の向上・構築を図ります。

(3) 役職員研修

法人運営に関する諸課題、地域福祉や介護保険事業の向上等を目的に役職員研修を開催するとともに、職員研修の充実による人材育成に取り組むなど、社

協役職員としての自覚と意識の向上に努めます。

- ①役員研修 理事、監事、評議員研修開催
- ②職員研修 全体研修、事業所別研修、専門分野別研修、階層別研修等

(4) 健全経営に向けた取り組みについて

社会福祉法人制度改革において求められている経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化など、社会福祉協議会として今後も地域の皆様に信頼され、より安定した法人運営ができるよう、組織運営体制を整備してまいります。

(5) 規程関係の見直しについて

各種規程については、現状に即した見直しを図るとともに、制度改正に沿った変更を適宜適切に行います。

(6) 職場の安全衛生について

衛生委員会の開催やストレスチェック制度の活用により、職員個々のストレス軽減や職場環境の改善に努めてまいります。

(7) ホームページの運用について

ホームページを有効的に活用することにより、法人の広報機能を強化し、事業計画、事業報告、法人の理念や事業活動、提供するサービス内容、社協だより等、ホームページを一元化し発信力を高めるなど、戦略的かつ効果的な取り組みと、人材確保のための求人募集等を行ってまいります。

2. 指定管理事業関係

基本協定に基づき、適正かつ健全な運営管理に努めます。

(1) 指定管理施設

- ①十文字町健康福祉センター (平成31年4月1日～令和6年3月31日)
- ②山内ほっとパレスゆうらく館 (平成31年4月1日～令和6年3月31日)
- ③大雄地域福祉センター (平成31年4月1日～令和6年3月31日)

3. 介護保険事業関係

<在宅部門>

(1) 居宅介護支援事業所

(事業目標)

ご利用者が住み慣れた地域でその方らしい暮らしを継続できるよう支援するとともに、個々のコミュニケーション力を高め気軽に相談できる事業所を目指します。

また、住みやすい地域づくりの一助となるよう、介護保険事業所や地域福祉等関係機関との連携の強化に努めます。

実施事業：介護保険、介護予防支援計画、介護予防ケアマネジメント、介護保険認定調査
事業所：横手福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～土（12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

平寿苑指定居宅介護支援事業所

営業日：月～土（12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

雄物川福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

西部指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

山内福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

十文字福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～土（12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

	横手		平寿苑		雄物川		西部	
	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数
R2	6名	31.9件	5名	33.0件	7名	32.2件	6名	33.9件
H31	6名	31.0件	5名	33.0件	7名	33.0件	7名	30.8件
	山内		十文字		計			
	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数	ケアマネ 配置人数	1人あたり 担当件数		
R2	2名	31.8件	6名	31.8件	32名	32.4件		
H31	2名	30.5件	6名	32.0件	33名	31.7件		

（2）訪問介護事業所

（事業目標）

訪問介護サービスを必要とする方に対し、自立支援の観点から共に行うことを基本とし、その人らしく自立した日常生活を営む事ができるよう、他事業所と連携を図り、地域に根ざした事業所として適切に支援します。

また、管理者・サービス提供責任者・訪問介護員の職種にとらわれず、ご利用者に対して適切な支援と、適正な事業所運営ができるよう、事業所一丸となって積極的に業務に当たります。そのためにも、複雑多岐にわたるニーズに対応できるよう、各種研修会への参加及び職場内研修等を通じて知識、技術の習得に努めます。

実施事業：介護保険事業、居宅介護事業（障害者総合支援法）、移動支援事業（市受託事業（障がい））

事業所：指定訪問介護事業所（指定居宅介護事業所）

営業日：毎日 営業時間：6：00～22：00

	月平均訪問回数
R2	3,750名
H31	4,250名

（3）訪問入浴介護事業所

（事業目標）

ご利用者の身体状況に応じた安全、安心、快適な入浴サービスを提供します。

また、ご利用者、ご家族との話し合いの機会を定期的に持ち、サービスに反映できるように努めます。

実施事業：介護保険事業、訪問入浴事業（市受託事業（障がい））

事業所：指定訪問入浴介護事業所

営業日：月～金（12/31～1/1 除く） 営業時間：8：30～17：30

	1日平均
R2	5.1件
H31	5.5件

（4）通所介護事業所

（事業目標）

- ・ご利用者、ご家族が必要としていることへの「気づき」を大切にし、各事業所の特性、能力を最大限に活かした介護サービスを提供していくことで満足度を高めると同時に、住み慣れた地域で在宅生活が継続できる事業を目指します。
- ・顧客満足度調査を実施・分析し、介護サービスの質の向上につなげます。
- ・コンプライアンス（法令遵守）に基づいた事業を展開し、社会福祉協議会通所介護事業所経営の誠実さと透明性を図ります。

実施事業：介護保険事業、基準該当生活介護事業（障害者総合支援法）

障がい児者デイサービス事業（市受託事業（障がい））

事業所：康寿館指定通所介護事業所（基準該当生活介護事業所）

定員 30名 営業日：月～土（12/31～1/3 除く） 営業時間：9：30～16：45

平寿苑指定通所介護事業所

定員 28名 営業日：毎日（12/31～1/3 除く） 営業時間：9：30～16：30

雄風荘指定通所介護事業所

定員 28名 営業日：月～土（12/31～1/3 除く） 営業時間：9：45～15：45

大雄福祉センター指定通所介護事業所

定員 20 名 営業日：月～金（12/31～1/3 除く） 営業時間：9：30～15：30
 十文字福祉センター指定通所介護事業所（基準該当生活介護事業所）

定員 30 名 営業日：月～土（12/31～1/3 除く） 営業時間：10：00～16：00

	康寿館 (30名 7-8時間 月～土)		平寿苑 (28名 7-8時間 毎日)		雄風荘 (28名 6-7時間 月～土)		大雄 (20名 6-7時間 月～金)	
	稼働率	1日平均	稼働率	1日平均	稼働率	1日平均	稼働率	1日平均
R2	81.8%	24.5名	78.4%	22.0名	79.1%	22.1名	82.8%	16.6名
H31	80.0%	24.0名	78.5%	22.0名	78.7%	22.0名	85.2%	17.0名
	十文字 (30名 6-7時間 月～土)		計					
	稼働率	1日平均	稼働率	1日平均				
R2	88.0%	26.4名	82.0%	22.3名				
H31	85.2%	25.6名	81.5%	22.1名				

<介護老人福祉施設部門>

(施設理念)

「人間の尊厳を認め合い、愛情に満ちた笑顔あふれる人間関係を育む」

施設としての専門性、社会性、機能性等を有効に活用し、利用者様一人ひとりの人権・人格を尊重し、身体的、精神的健康の保持向上に努め、個性を重んじながら、施設生活全般において適切な援助及び介護を行い、生活の場としての快適な環境づくり、地域開放と在宅福祉の充実に努め、地域福祉育成に貢献します。

(1) 特別養護老人ホーム平寿苑

(施設目標)

ご利用者の笑顔のある穏やかな暮らしを大切にし、ご家族との良好な関係のもとに状況に応じた適切な介護サービスが適時に提供できるよう個別ケアの推進に努めます。事業の推進にあたっては、施設内の各事業所の協働による複合施設としての利点を最大限に発揮できるよう、介護サービス等の向上と充実に努めていきます。また、関係機関やボランティア活動の積極的な受け入れと地域住民の方々との連携・協働により、地域に根ざした開かれた施設づくりを目指します。

事業所：特別養護老人ホーム平寿苑

定員 50 名

平寿苑指定短期入所生活介護事業所

定員 10 名（特養空床利用）

(2) 特別養護老人ホーム雄水苑

(施設目標)

ご利用者のこれまでの生活感を大切にし、安心して暮らせる笑顔に満ちた家庭的な環境に配慮し、「安全・安楽・安心」を基本とした心の通った柔軟な個別ケアの提供を目指します。また、日々自己研鑽に努めることができる職員育成に取り組み、地域に根付いた有用な社会資源・福祉の拠点となるべく地域住民とともに歩む施設運営を図ります。

事業所：特別養護老人ホーム雄水苑	定員 50 名
特別養護老人ホーム雄水苑ユニット	定員 30 名
雄水苑指定短期入所生活介護事業所	定員 8 名 (特養空床利用)
雄水苑ユニット指定短期入所生活介護事業所	定員 特養空床利用

(3) 特別養護老人ホーム憩寿園

(施設目標)

ご利用者ひとりひとりがその人らしく安心して暮らせるよう、傾聴と共感の姿勢で、心の通った柔軟な個別ケアの提供に努めます。常により良い介護のための「創意・研究・実践」を念頭に福祉のプロとしての自覚を持ち、ご本人・ご家族の思いを大切にできる職員の育成に取り組んでいきます。また、地域に根ざした活動や取り組みで、有用な社会資源として地域に資することができる施設を目指します。

事業所：特別養護老人ホーム憩寿園	定員 58 名
憩寿園指定短期入所生活介護事業所	定員 8 名 (特養空床利用)

稼働率	平寿苑		雄水苑				憩寿園	
	特養	短期	特養	ユニット	短期	ユニット短期	特養	短期
R2	96.0%	100.0%	95.0%	95.0%	100.0%	空床利用	97.3%	96.0%
H31	96.0%	100.0%	95.0%	95.0%	95.0%	空床利用	97.3%	96.0%

【その他】

4. 内部会議及び研修等

(1) 衛生委員会

職場における職員の安全と健康を確保するとともに、疲労とストレスを感じることが少ない職場環境を形成することを目的として、必要な事項の検討や対策への取り組みを行います。

(2) 感染症対策委員会

感染症の発生の予防及び蔓延防止に関する対策を検討することにより、利用者及び家族、また、職員等の健全な生活の営みに資することを目的に実施します。

(3) 事業担当者会議

役員会、委員会等での決定事項報告、総務、地域福祉、介護保険事業の各担当に分かれそれぞれにおける課題の協議と、連携の強化を目的に実施します。

(4) 介護福祉士等各種現場実習受入・指導

介護実習等の指導機関として、福祉関係職への就労を目指し就学している学生や、各機関で実施されている養成研修生の受け入れ及び指導にあたり、福祉の人材育成に努めます。

【地域福祉部門】

令和2年度は、「第3次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画」の初年度であり、「みんなが主役！みんなでつくる人にやさしいまち横手」の基本理念に基づいて地域共生社会の実現をめざし、市民や地域とのネットワークを活かしながら、次の活動に取り組んで参ります。

- お互いに思いやり支える福祉意識を高めるため、福祉教育活動や小ネットワーク活動を充実強化させながら、ボランティア活動の支援を通じて人材育成を図っていきます。
- 住民の地域福祉活動への参画を促し、活動拠点となるいきいきサロン等の普及・拡大に努めると共に、災害時に備えた地域の避難支援体制づくりや住民主体の生活支援の取り組みを推進します。
- 地域住民による支えあいや助けあいの活動を進めていくため、協議体等の取り組みにより地域の良さを見える化し、緊急時にも地域で対応できる支援体制の構築を進めます。
- みんなが暮らしやすいまちにしていくために、“オール社協”で対応できる相談窓口体制や権利擁護体制を整備し、社会的孤立となっている生活困窮者等の自立支援のため、相手に寄り添った支援を行います。

【地域福祉推進事業】

1. 地域福祉活動推進事業

1) 福祉ネットワーク活動推進事業

住民自身が地域の福祉課題やニーズに気づき、課題解決に向けて必要な取り組みを考え実践できる住民主体の地域づくりをめざし、地域内の話し合いや情報交換などを行うほか、関係機関・団体等との連携強化を図ります。

また、地域づくりの推進役である職員の資質向上を図ると共に、福祉活動の参考となる情報を市民や地域へ提供するため、他主催の会議や研修会などに積極的に参加します。

事業内容など
①福祉ネットワーク活動推進事業 小ネットワーク会議・福祉座談会等の開催／生活課題や地域ニーズの把握／要援護者や地域資源等の把握と情報収集／地域住民の福祉活動の拠点整備に向けた支援／福祉意識の向上に向けた啓発活動／日常的な見守り及び災害時の避難支援活動の推進／福祉関係者や関係機関・団体等との連携強化及び協働による取り組みの推進／住民主体の福祉活動や生活支援への協力／地域交流や世代間交流の推進など

《各地域の主な取り組み》

- 横 手…小ネットワーク会議の開催（7月、10～3月：12カ所）
- 増 田…小ネットワーク会議の開催（7～12月：5カ所）、福祉座談会の開催（7～12月：9カ所）、要援護者台帳整備（5～6月）
- 平 鹿…小ネットワーク会議の開催（1～3月：15カ所）
- 雄物川…小ネットワーク会議の開催（12月または2月：1カ所）
- 大 森…小地区ネットワーク会議の開催（7～3月：15カ所）
- 十文字…小ネットワーク会議の開催（4～3月：11カ所）、見守り・安心ネットワーク事業〔認知症徘徊見守りネットワーク〕（4～3月）、福祉マップ整備事業（4～3月：41地区）
- 山 内…小ネットワーク会議の開催（9～11月：13カ所）、福祉訪問事業（4～3月、強調期間は9～11月）
- 大 雄…小ネットワーク会議の開催（6～9月：20カ所）、つどいの場「みんなのカフェ」の開催（4～3月）

②福祉ネットワーク活動強化事業

全社協・県社協等主催会議及び研修会への参加／他職員への伝達講習／近隣市町村社協との合同研修会／先駆的な取り組みの周知など

2) 福祉協力員活動推進事業

各地域に福祉協力員及び福祉協力員会を置き、それぞれの役割に応じた活動の実践と充実強化を図ると共に、地域の福祉関係者や関係機関・団体等と連携した地域福祉活動などを推進します。

事業内容など

①福祉協力員活動の推進

福祉協力員及び15地区福祉協力員会活動の推進(各種事業の推進、事務担当業務など)／活動費の交付(福祉協力員1人につき5,000円を基準に交付)／各種社協事業との一体的な推進／民生委員等との連携強化／5地区福祉協力員会 会長・事務局・会計担当者会議の開催(横手)など

②福祉協力員会運営委員会の開催

福祉協力員活動の充実に向けた協議や情報交換／社協事業に関する協力依頼など

- ◆出席者 各地区福祉協力員会会長、各地区福祉協力員会事務担当者など
- ◆開催月 7月
- ◆会場 横手卸センター

2. ボランティア活動推進事業

1) ボランティア活動支援事業

住民主体の地域づくりを推進するため、市民のボランティア活動への参画に向けた啓発活動や活動者・団体の活動支援及び育成、各種調整などを行います。

また、行政等と連携しながら、地域住民やボランティア等による災害時の復旧・復興に向けた支援活動や降雪期の除雪活動を推進します。

事業内容など
<p>①ボランティア活動啓発事業</p> <p>ボランティア活動の相談対応・支援・マッチング／活動者・団体及びボランティアニーズの把握／ボランティア登録及びボランティア活動保険加入事務／ボランティア活動保険料の補助／ボランティア情報の発信／災害ボランティアセンターの設置・準備（災害ボランティア事前登録含む）、ボランティア活動を推進する職員の育成（災害ボランティアコーディネーター養成研修への参加、被災地域への派遣など）など</p> <p>《各地域の主な独自事業など》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○横 手…横手地区ボランティア連絡協議会及びボランティア団体（声の訪問ボランティア、声の広報・点字広報ボランティア）の活動支援 ○増 田…ボランティア団体連絡調整会議の開催（5月） ○平 鹿…平寿苑ボランティアの活動支援、ボランティア団体情報交換会の開催（2月）など ○雄物川…雄風荘・雄水苑ボランティアの活動支援（6月、7月、9月） ○大 森…ボランティア意見交換会の開催（3月） ○十文字…ボランティア団体連絡会議の開催（4月） ○大 雄…ボランティア情報交換会の開催（2月） <p>②ボランティア育成事業</p> <p>各種事業・研修によるボランティアの育成／地域福祉の担い手育成を目的とした取り組み（養成講座など）の検討など</p> <p>《主な事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○父ちゃんの楽校 <ul style="list-style-type: none"> ◆内 容 シニア世代等の生きがいつくりや地域貢献活動の推進（ボランティア活動、交流活動、各種事業や研修会などへの協力及び参加など） ○災害ボランティア活動実践研修会 <ul style="list-style-type: none"> ◆内 容 災害時の迅速かつ円滑な支援活動に向けた人材育成（災害ボランティアに関する講義や演習など） ◆開 催 月 6月 ◆会 場 平鹿生涯学習センター <p>③除雪ボランティア事業</p> <p>高齢者世帯等の利用対象世帯や除雪ニーズの把握／利用対象世帯宅の状況確認／除雪ボランティアの活動調整と派遣／除雪活動用具の貸出し／町内会や共助組織等による除雪活動の支援など</p>

3. 生活相談事業

1) 困りごと相談事業

市民の相談に柔軟に対応し、適切な支援につなげると共に、部門間連携や行政、関係機関・団体等との協働による専門性を活かした生活支援に努めます。

事業内容など
<p>生活課題や困りごとなどの相談対応／地域の生活課題やニーズ等の把握／組織内の相談・支援に関する情報交換／多職種連携による生活課題の解決に向けた取り組みの推進／地域や関係機関・団体等との協働による生活支援のしくみづくり／ボランティア等との</p>

協働による生活支援・学習支援の推進／生活の向上を目的とした研修会や講座の検討／自立支援の拠点となる居場所づくりの検討／相談・支援体制の充実・強化に向けた取り組みなど

2) 相談所開設事業

身近な相談窓口として各相談所・窓口を開設し、関係機関・団体等と連携しながら、あらゆる生活課題・問題の解決支援に努めます。

事業内容など
<p>①無料法律相談所の開設</p> <p>司法書士による法律に関する相談への対応／相談受付対応(受付主窓口：平鹿福祉センター)など</p> <p>《会場・日時》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○横手市交流センター Y²ぷらざ…毎月第1水曜 13:00～15:00 ○増田地域局…5, 8, 11, 2月の第3金曜 10:00～12:00 ○平鹿町ゆとり館…6, 9, 12, 3月の第4月曜 10:00～12:00 ○雄物川在宅介護支援センター、雄物川保健センター…5, 8, 11, 2月の第4金曜 10:00～12:00 ○大森コミュニティセンター…6, 9, 12, 3月の第3水曜 10:00～12:00 ○十文字町健康福祉センター…4, 7, 10, 1月の第3水曜 10:00～12:00 ○大雄地域福祉センター…4, 7, 10, 1月の第4月曜 10:00～12:00 <p>※祝日や司法書士の都合等により期日や時間に変更となる場合あり。</p>
<p>②無料税務相談所の開設</p> <p>東北税理士会横手支部会員による税に関する相談への対応</p> <p>《会場・日時》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○横手市交流センター Y²ぷらざ(3階)…毎月第2木曜 9:30～12:00

3) 車いす貸出事業

高齢者や障がい者等と同居している世帯で、他からの借入れが困難な場合に、一時的に車いすを無償で貸出します。また、地域の講座やイベント、学校が行う福祉学習等への貸出しも行います。

事業内容など
<p>車いすの貸出し／車いすの点検・修理／福祉教育活動推進校の車いすリサイクル活動への支援など</p>

4) たすけあい資金貸付事業

一時的に資金が必要で、その資金の融通を他から受けることが困難な世帯に対し、経済的な自立につながるよう、民生委員やくらしの相談窓口等と連携しながら、生活に関する相談対応や必要に応じた資金貸付等を行います。

事業内容など
<p>①たすけあい資金貸付・償還事務</p> <p>生活相談の対応及び世帯状況の確認／福祉関係者やくらしの相談窓口等と連携した生活支援／資金の貸付け(限度額 50,000 円。ただし、特に必要と認める場合は 100,000 円)／訪問や電話等による償還指導など</p>

②資金貸付事業運営委員会の開催

資金貸付事業に関する調査及び協議／資金貸付及び償還状況の確認／援助指導及び償還指導に関する意見交換／償還免除等に関する協議など

◆開催月 7月、1月（年2回）

◆会場 社協本部会議室

4. 社協活動啓発事業

1) 広報啓発事業

市民や地域等に社会福祉協議会の事業や地域の福祉活動、福祉・介護に関する情報などを発信し、社会福祉協議会への理解促進や地域福祉活動への参画などを促進します。

また、各種広報活動の評価や見直し等を行い、市民が福祉活動への参画や福祉サービスの利用がしやすくなるよう、わかりやすく正確な情報発信に努めます。

事業内容など

①社協だよりの発行

「よこて社協だより」の発行／地域の取り組み等の情報収集など

◆規格 12ページ、表・裏表紙フルカラー、その他ページ2色

◆発行月 5月、7月、10月、1月（年4回）

②広報委員会の開催

広報活動（社協だより、ホームページ等）に関する協議と評価、分析／わかりやすく効果的な情報の発信に向けた意見交換／編集・印刷業務委託業者の選考など

◆開催月 9月、2月、3月（年3回）

※3月は編集・印刷業務委託業者選考審査会として開催。（出席者は正副委員長のほか地域福祉部会長、常務理事、担当職員を予定）

◆会場 社協本部会議室

2) 福祉活動評価事業

社会福祉協議会が行う地域福祉事業や介護保険事業等の円滑な推進のため、事業の評価や見直し、意見交換等を行います。また、市と一体的に策定した第3次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進を図ります。

事業内容など

①社協事業評価検討会議の開催

事業説明及び実績等報告／既存事業の評価と今後の進め方等に関する意見交換／第3次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進に向けた意見交換など

◆参加者 社協理事・監事・評議員、福祉関係者・団体、福祉サービス事業所、病院、協議体など

◆実施月 各福祉センターで設定（予定…横手：10月または11月、増田：1月または2月、平鹿：11月、雄物川：11月、大森：7月または8月、十文字：10月、山内：11月、大雄：10月）

②地域福祉活動計画の推進

第3次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知／社協事業評価検討会議と連動し

た計画の推進／社協強化方針チェックリスト(全社協作成)等を活用した事業評価／社協発展・強化計画の策定に向けた検討など

③地域福祉部会の開催

地域福祉事業の評価・見直し／地域の福祉課題・ニーズや社協事業評価検討会議等を踏まえた地域福祉事業の検討／社協発展・強化計画に関する意見交換など

◆開催月 8月、12月、2月(年3回)

◆会場 社協本部会議室ほか

※総合企画部会、事業経営部会と合同で開催する場合もあり

3) 社協会員募集事業

福祉協力員等の協力を得て各世帯や福祉関係者、企業等より社協会員を募集し、地域福祉活動への参画を促すと共に、活動を進めるために必要な財源を確保します。

事業内容など

社協会員の募集／福祉協力員等を対象とした説明会の開催／企業等への加入依頼訪問など

◆募集期間 通年(ただし、7～9月を会員募集強調期間とする)

4) 社会福祉大会開催事業

地域の福祉に関する意識の高揚を図るために社会福祉大会を開催し、社会福祉の発展に貢献されている方々の顕彰と地域福祉活動・福祉教育活動等の実践発表、福祉に関する講演などを行います。

事業内容など

式典(社協会長表彰、大会宣言など)／講演(福祉・介護分野に関する内容)／地域福祉活動や福祉教育活動、公益的な取り組みなどの実践発表／アトラクションなど

◆開催月 10月

◆会場 秋田ふるさと村 ドーム劇場

5. 福祉団体支援事業

1) 福祉団体支援事業

地域福祉活動の担い手である福祉団体を支援するため、各種事務作業や活動助成金の交付等の活動支援を行います。

また、各種福祉団体の活動状況を把握しながら、地域課題の解決に向けた連携・協働による取り組みの検討と実践につなげます。

事業内容など

①福祉団体事務の支援

福祉団体事務の支援／自立に向けた事務支援の在り方検討／福祉団体と連携・協働による取り組みの検討・推進など

◆支援対象 市老人クラブ連合会並びに各地域老人クラブ連合会、市身体障害者福祉協会連合会並びに各地区身体障害者福祉協会、市遺族連合会並びに各支部遺族会、市手をつなぐ育成会

②福祉団体助成金の交付

福祉団体への助成金の交付（市間接補助金含む）

- ◆交付対象 市身体障害者福祉協会連合会、市遺族連合会、市手をつなぐ育成会、横手地区保護司会、市母子寡婦福祉連合会、市保育協議会、横手平鹿手話研究会

【共同募金配分金事業】

1. 福祉のまちづくり事業

1) いきいきサロン事業

地域住民や当事者同士の交流や親睦、結びつきを深めると共に、住民主体の地域づくりを進めるため、生活支援体制整備事業と連動しながら、地域の自主的なサロンの立ち上げや運営等の支援を行います。

事業内容など

①いきいきサロン活動の支援

サロンの運営・活動・新規立ち上げ等に関する支援／サロンによる見守り・支えあい活動の推進／サロンを通じた地域の情報収集及び情報提供／生活支援体制整備事業等と連携した居場所づくりの推進／サロン活動助成金の交付（年間の活動助成として60,000円を上限に交付）／お試しサロン活動助成金の交付（試験的な実施費用として5,000円を上限に交付）／サロン通信の発行（年3回）など

《実施サロン数（予定）》

- ◆サロン数 143サロン（通年実施サロン）

（横手：60（広域対象サロン1含む）、増田：9、平鹿：17、雄物川10、大森：10、十文字：11、山内：11、大雄：15）

※助成金無しのサロン含む。

- ◆お試しサロン数 6サロン（試験的に2回程度実施サロン）

※4月～12月に募集

②いきいきサロン関係会議の開催

サロンの運営支援や活性化等を目的とした関係会議の開催

《各地域の開催予定》

- 横手…いきいきサロン代表世話人会議（2月）
- 増田…いきいきサロン代表世話人会議（2月）
- 平鹿…いきいきサロン代表世話人会議（2月）
- 雄物川…いきいきサロン代表世話人会議（2月）
- 大森…いきいきサロン代表世話人会議（3月）
- 十文字…いきいきサロン代表世話人会議（3月）
- 山内…いきいきサロン世話人会議（3月）
- 大雄…いきいきサロン世話人会議（2月）

③いきいきサロン世話人研修会の開催

サロンの運営等に関する講話や事例の発表／福祉情報の提供など

- ◆開催月 11月

- ◆会場 平鹿生涯学習センター

2) ふらっとカフェ事業

住民主体の支援活動の実践や閉じこもりがちな方の社会参加などを目的に、関係機関と連携しながら、ボランティアの主体による悩みを抱えている方などの居場所の開設と運営を行います。

事業内容など
集いの場の開設・運営(ボランティアの調整等含む)／講話、創作活動、情報交換／ボランティア主体による取り組みに向けた検討・調整など ◆開催月 毎月1回／10:00～13:00 ◆会場 横手市交流センター Y ² ぷらざ

2. 福祉教育活動推進事業

1) 福祉教育活動推進支援事業

学校が行う福祉教育活動や地域・世代間交流活動等への支援を行い、地域の現状や課題等への理解を深めながら児童生徒の福祉意識を醸成し、地域福祉活動の担い手を育成します。

事業内容など
福祉教育活動推進校の指定／学校が行う福祉教育活動への支援・参画／福祉に関する学習内容の提案と実践に向けた支援／地域や施設等との交流活動の調整・支援／福祉情報の提供／活動助成金の交付(福祉教育活動への助成として40,000円を上限に交付)／学校と連携・協働した取り組みの検討・推進など 《福祉教育活動推進校(予定)》 ○横 手…横手南小学校、朝倉小学校、旭小学校、栄小学校、横手北小学校、横手南中学校、横手北中学校、横手清陵学院高校、横手高校定時制課程、横手支援学校 ○増 田…増田小学校、増田中学校、増田高校 ○平 鹿…浅舞小学校、平鹿中学校 ○雄物川…雄物川小学校、雄物川高校 ○大 森…大森小学校 ○十文字…十文字第一小学校、十文字第二小学校、植田小学校、睦合小学校、十文字中学校 ○山 内…山内小学校 ○大 雄…大雄小学校、横手明峰中学校

2) 福祉出前事業

地域や学校等が開催する福祉に関する講座・研修等への支援を通して、市民や児童生徒等の福祉に関する関心を高め、地域福祉活動への参加を促進します。

事業内容など
出前メニューに基づいた講師及び職員の派遣／地域や学校等への企画の提案／福祉や介護などの学びの場の提供に向けた検討など 《出前メニュー例》 福祉分野の講話と演習(福祉サービス、介護、認知症、ボランティアなど)、高齢者・障がい者等疑似体験など

3. 共同募金運動啓発事業

1) 共同募金委員会事務事業

横手市共同募金委員会の事務を担当し、赤い羽根共同募金運動の推進や災害等による被災世帯への支援などを行います。

事業内容など
横手市共同募金委員会の運営事務(各地域含む)／赤い羽根共同募金運動への協力／災害等見舞金の交付／災害時の義援金募集活動／県共同募金会主催の会議・研修等への参加など

【市受託事業】

1. 生活困窮者自立相談支援事業

1) 暮らしの相談窓口事業

生活困窮者(世帯)が困窮状態から早期脱却することを支援するため、本人の状態に応じた相談支援等を行うと共に、家計に関する相談に応じながら必要な情報提供や指導を行い、生活困窮者(世帯)の生活の自立を促進します。

事業内容など
相談窓口での対応(横手市役所本庁舎内)／出張・訪問相談と支援の実施／関係機関のネットワークづくり／関係機関・団体等との協働による社会資源や出口支援の開発と開拓／食糧支援及びフードドライブ事業の推進／家計管理に関する支援／滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援／債務整理に関する支援／貸付のあっせん／支援調整会議の開催／地域福祉事業との連携／各種会議・研修会への参加など

2. ふれあい安心電話システム推進事業

1) ふれあい安心電話システム推進事業

在宅の単身高齢者等に対し、生活相談や話し相手に応じると共に、急病や災害等の緊急時にも対応できる支援を通して、孤独感や不安感の解消を図ります。(横手地域は別の緊急通報システムで対応しているため本事業は未実施)

事業内容など
端末機等の保守管理／協力員に関する事務／利用申請者の調査／利用に関する説明会等の開催／相談対応及び安否確認など
《端末機設置世帯数》 214 世帯 (増田：17、平鹿：25、雄物川：38、大森：22、十文字：70、山内：22、大雄：20) ※令和元年10月1日現在 ※保有台数は290台

3. 障害者地域生活支援事業

1) 輪気愛相スポーツ交流事業

障がい者とその家族、ボランティア、学生等がスポーツを通して交流し、障がい者の社会参加や市民の福祉意識の醸成を図ります。また、障がい者やボランティア等で構成する実行委員会を設置し、内容の検討や準備などを通して住民主体の事業展開を推進すると共に、地域共生への理解を深めます。

事業内容など
輪気愛相スポーツ交流会の開催（下記のとおり）／実行委員会の開催（9～10月） ◆開催月 10月 ◆会場 さかえ館

2) 声の広報・点字広報の発行

障がい者の生活の質の向上と社会参加の促進を目的に、朗読・点訳ボランティアの協力を得ながら声の広報及び点字広報を作成し配付します。また、障がい者へのわかりやすい情報の伝達に向けた検討や広報を作成するボランティアの支援に努めます。

事業内容など
横手市広報等の声の広報及び点字広報の作成と配付（作成者：声の広報…朗読ボランティアまんさくの会、点字広報…六星会）／障がい者の情報伝達手段等の充実に向けた検討など

3) 相談支援事業

障がい者やその家族等からの相談に対応し、必要な情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者の権利擁護に必要な援助など、障がい者の自立生活に向けた支援を行います。

事業内容など
障がい者やその家族等からの相談対応（主担当：平鹿福祉センター）／福祉サービスの利用援助（情報提供、事業所や関係機関の紹介など）／ボランティア活動等の社会資源の活用に向けた支援（情報提供、マッチング）／関係事業所や関係機関との連絡調整／権利擁護のために必要な支援（虐待防止・発見、成年後見制度等へのつなぎ）など

4. 在宅介護支援センター事業

1) 在宅介護支援センター事業

在宅の要援護高齢者及びその家族の福祉の向上を目的に、在宅介護に関する相談対応や介護等に関する必要なサービスが受けられるよう、関係機関との連絡調整等を行います。（横手、平鹿、雄物川、十文字、山内地域で対応）

事業内容など
要援護高齢者の実態把握／保健福祉サービスに関する情報提供／在宅介護に関する相談対応や助言／公的サービス申請手続きの代行／保健・医療・福祉・介護保険に関わる機関等との連絡調整など

5. 生活支援体制整備事業

1) 生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活ができるよう、生活支援や介護予防の基盤整備の推進役となる「生活支援コーディネーター」や地域住民や関係機関などの話し合いの場「協議体」を中心に、各種事業と連携しながら地域の支えあいによる取り組みを推進します。

事業内容など
生活支援コーディネーター及びエリアマネージャー、地域支えあい推進員の配置と活動支援／横手市協議体(第1層)及び各地域協議体(第2層)の推進(定例会の開催、地域課題の共有と解決策の検討、支えあい活動や地域の居場所などの情報収集・発信など)／行政・社協連絡会議の開催／地域支えあいネットワーク市民集会の開催／事業の啓発活動など

6. 避難行動要支援者個別計画等策定事業

1) 避難行動要支援者個別計画等策定事業

町内等で災害時の対応について検討する機会を増やし、避難支援が必要な方の個別計画の策定や地域住民の防災・減災意識の向上を図り、安全安心な地域づくりに向けた住民主体の避難支援体制を構築します。

事業内容など
社協事業や町内会・団体等で開催する活動や会議での事業説明／小ネットワーク活動や協議体等を活かした町内関係者による避難行動要支援者の把握／避難行動個別計画の策定／自主的な防災組織や避難訓練実施地区の情報収集・発信／関係機関・団体等との災害時避難支援対応の検討など

【県社協受託事業】

1. 生活福祉資金貸付事務事業

1) 生活福祉資金貸付事務事業

低所得世帯や要援護者世帯等に対し、安定した生活が送れるよう、必要な資金等を低金利または無利子で貸付けすると共に、民生委員やくらしの相談窓口等と連携しながら必要な相談支援を行います。

事業内容など
生活に関する相談対応／資金貸付及び償還に関する事務／県社協が行う償還指導への協力／生福資金担当民生委員・担当職員合同会議(研修)の開催など

2. 福祉サービス利用援助事業

1) 日常生活自立支援事業

判断能力が弱まってきた高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。(専門員を平鹿福祉センターに配置)

事業内容など

専門員及び生活支援員による福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かり／支援員の確保等による支援体制の整備／支援を必要とする方の把握と地域の見守り活動の推進／成年後見制度への円滑な移行支援／法人後見制度導入の検討など